

◎新潟県告示第391号

生活保護法施行規則（昭和25年厚生省令第21号）第14条第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法施行規則第14条第1項の規定により、指定医療機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

令和6年4月2日

新潟県知事 花 角 英 世

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
田巻歯科医院	三条市元町2-29	令和5年12月31日
風間内科医院	南魚沼市塩沢207番地2	令和5年12月31日